

navigation

軽自動車税改正のお知らせ

☎税務課 市民税係 ☎0978-62-3131

昨年の広報きつき10月号で軽自動車税の改正についてお知らせをしたところですが、平成27年1月14日に閣議決定された税制改正大綱により、原動機付自転車及び二輪車(小型特殊自動車含む)に係る税率の引き上げの適用開始が**1年間延期され、平成28年度から**になりました。

車種区分		改正前	改正後
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円
	3輪以上(ミニカー)	2,500円	3,700円
2輪(側車付を含む) (125cc超 250cc以下)		2,400円	3,600円
小型2輪(250cc超)		4,000円	6,000円
自動車 小型特殊	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

※四輪以上・三輪の軽自動車についての詳細は、広報きつき10月号をご覧ください。

軽自動車の廃車は3月中に手続きをしてください。
軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。

ケーブルテレビのデジアナ変換は、**平成27年3月10日(火)午前10時で終了**します。
デジタル放送をご覧いただくために、**地デジの準備をお願いします。**

地上デジタル放送を視聴するには……

デジアナ変換終了後は、デジタルテレビに買い替えるか、専用チューナー(STB・地デジチューナー)等を取り付けるなどの対策が必要となります。

☎ 杵築市ケーブルネットワークセンター ☎0978-64-0133 / FAX 0978-64-0135

navigation

4月・6月・8月は税・保険料が仮徴収されます

☎税務課 市民税係 ☎0978-62-3131

平成27年度の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の税額・保険料額が決定されるのは7月となりますが、**公的年金からの特別徴収(年金天引き)で納付されている方は、4月・6月・8月も昨年度に引き続き税・保険料が仮徴収されます。**

また、公的年金から特別徴収により納付されている市県民税につきましても、同様に仮徴収されます。
※仮徴収額は、平成26年度の税額、保険料額の決定通知にてお知らせしていますので、再通知は行いません。

▼仮徴収とは

国保・介護・後期高齢者医療保険料等は前年の所得をもとに算定されるため、税額・保険料額が決定されるのは、市県民税額が決定された後の7月になります。このため、8月までの期間は前年度の2月に特別徴収された金額が仮に徴収されます。

※国民健康保険と後期高齢者医療保険料につきましては、申請により口座振替での納付へ変更が可能です。

“基本使用料等減免制度”をご存じですか？

ひとり暮らしの高齢者や身体等に重度の障がいを持つご家族がいる世帯は、下記に該当する場合ケーブルテレビ基本使用料等の減免措置を受けることができます。

【対象者】

- ・満80歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯
- ・身体障がい者(1・2級)を構成員に有する世帯
- ・知的障がい者(重度)を構成員に有する世帯
- ・精神障がい者(1級)を構成員に有する世帯

※いずれも市民税が非課税の世帯が対象となります

【減免内容】

- ①新規加入時にかかる費用を免除、または一部助成
 - ②基本使用料(月額860円)の2分の1を減額
- ※対象者は毎年度減免申請書の提出が必要です。

navigation

平成27年度は固定資産の評価替え年度です

☎税務課 固定資産税係 ☎0978-62-3131

評価替えとは

固定資産税の対象となる資産のうち、土地と家屋については3年に一度税額算定の基礎になる評価額の見直しを行うことが定められており、平成27年度がその年となっています。評価替えで定められた評価額は原則として3年間据え置きとなります。

評価替えで決まった評価は「縦覧・閲覧制度」を利用して確認するか、納税通知書に同封する課税明細でご確認ください。

雑種地評価の見直しについて

今回の評価替えで、税負担の公平および近隣の市町との均衡を図るため、市内全域の雑種地の見直しを行いました。今までは評価が低く税金が発生しなかった土地でも税金がかかったり、税額が増加する場合があります。

評価について疑問がある場合は税務課までお尋ねください。

固定資産価格等の縦覧・閲覧について

【固定資産価格等の縦覧】

固定資産税の納税者が、市内に所在する土地や家屋の評価額などを記載した「土地(家屋)価格等縦覧帳簿」により、自己の資産の価格について他の資産と比較することができます。

【固定資産課税台帳の閲覧】

自己の固定資産の内容や評価額などを名寄台帳等で確認することができます。特に平成26年中に所有権移転、地目変更、家屋の新・増築または取り壊しなど変更があった方は、ぜひこの機会にご確認ください。

【審査の申出】

固定資産の評価額について、不服がある場合、固定資産評価審査委員会(総務課内)に審査の申出をすることができます。申出の期間は、平成27年4月1日(水)から納税通知書を受け取った後60日間です。

■固定資産価格等の縦覧・閲覧日程(郵送での請求も可能です)

	期間	場所	縦覧・閲覧のできる人	料金	必要なもの
縦覧帳簿による縦覧	4月1日(水)～ 6月1日(月) 8:30～17:00 ※土・日曜日、祝日等 閉庁日は除く	税務課 (本庁舎)	・固定資産の所有者 (納税義務者) ・代理人 ・納税管理人	無料	・印鑑 ・身分証明書(免許証等) ・代理人の場合は委任状 ・借地・借家の場合は 賃貸契約書または 賃借料の領収書
固定資産課税台帳による閲覧	4月1日(水)～ 平成28年 3月31日(木) 8:30～17:00 ※土・日曜日、祝日等 閉庁日は除く	税務課 (本庁舎) 山香振興課 大田振興課	・固定資産の所有者 (納税義務者) ・代理人 ・納税管理人 ・借地人、借家人	300円 ※	・納税通知書または課税明細書

※ただし、縦覧期間中(4月1日～6月1日)に閲覧する場合は無料

平成27年度の納税通知書や納付書等の発送は、**5月中旬**となります。
第1期の納期限は**6月1日(月)**です。